

令和 8 年度家庭教育支援普及啓発事業企画運営業務仕様書

1 委託業務名

家庭教育支援普及啓発事業企画運営業務

2 委託業務の目的

青森県の家庭教育を推進するため、県の家庭教育支援に関する取組について情報発信し、広く普及啓発する。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 2 日（金）までとする。

4 委託業務の内容

(1) 親子の学び応援フェアの開催

家庭教育に関わる様々な知識や情報を提供することで子育ての不安や悩みを軽減できるよう、親子がともに楽しんで学べるワークショップ、展示、ゲーム等を展開するイベントを開催する。

① 時 期：令和 9 年 1 月～ 2 月

10：00～16：00

② 会 場：津軽地区及び県南地区の施設のイベントスペース等

※ 親子が日常的に訪れるショッピングセンター等を想定（30坪以上のスペースを確保できること）

③ 入場料：無料

④ 業務内容

ア イベントの運営及び会場設営等

- ・企画から運営に関する一切の業務を行うこと。（イベント広報含む。）
- ・実施に必要な什器・備品・機材等の各種手配や事務手続き、設営・撤去を行うこと。
- ・コーナーを複数展開すること。
- ・レイアウト図を作成すること。
- ・イベント終了後に原状回復すること。会場内の設備の破損等により修復費用を要した場合は受注者が負担すること。
- ・会場内で集客を行うこと。

イ スタッフの手配

運営に要するスタッフを確保し、適切に配置すること。また、スタッフに対する交通費等の支弁を行うこと。

ウ 連絡調整

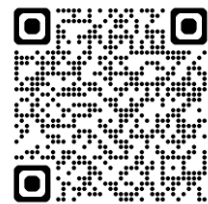
- ・関係機関との打合せ等に要する費用は受注者が負担すること。
- ・スケジュール調整等においては、発注者と連絡・調整を行うこと。
- ⑤ 対象 子育て中の親子やその家族、子育てに興味・関心のある方
- ⑥ 提供可能な素材 令和7年度制作済みのキャラクターデータ、家庭教育支援動画（過年度制作）
- ⑦ 派遣可能な人員 あおもり家庭教育アドバイザー

（2）県民に届く効果的な広報業務

県の家庭教育支援の取組及び家庭教育の大切さを周知する効果的な広報を行うこと。

〔留意事項〕

- ・子育て中の親子やその家族、子育てに興味・関心のある方を対象とすること。
- ・令和7年度制作済みのキャラクターを用いること。
- ・制作物については、配布方法及び数量等を明記すること。
例) グッズ制作、WEB広告、情報誌掲載 等
- ・県が実施している家庭教育支援の取組については、県総合社会教育センターのウェブサイトから確認すること。
例) あおもり子育てネット、あおもり家庭教育アドバイザー派遣 等



社会教育センターHP

5 著作権

- （1）制作された作品に対する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利含む）は、作品の納品をもって、青森県教育委員会に帰属するものとする。
- （2）青森県教育委員会及び青森県教育委員会が指定する第三者に対しては、受注者は、著作者人格権を行使しないものとする。また、当該著作物の著作者が受注者以外の者であるときは、受注者は当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- （3）受注者は、制作された作品が第三者の著作権・商標権・その他の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。
- （4）第三者から、制作された作品に関して著作権・商標権・その他の知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

6 成果品の提出

以下について、県総合社会教育センターに提出すること。

- （1）親子の学びフェアに係る業務完了報告書（紙媒体及び電子データにより各1部）
- （2）グッズ（制作内容により別途連絡）

7 履行期限

各成果品の履行期限については、委託期間内に全て完了することとし、発注者が別途連絡する。

8 その他

- (1) 受注者は制作物の完成前に、構成案や試聴用の作品を発注者に提出し、発注者はこれを確認の後、受注者に必要な修正を求めることができることとする。
- (2) 本委託業務を実施するにあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。